

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（7-4）

2. 日時

令和3年4月9日（金） 13時25分～15時10分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田安全審査官、田邊  
専門職、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員、他19名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む  
場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、当該部分に黒塗り処理を行っ  
ております。

6. 配布資料

資料1：MSR-21-029 7次申請に対するコメントへの対応状況

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。規制庁アリタです。それでは、ただいまから、
0:00:08	三菱原子燃料の第7次工認の面談を開始します。
0:00:14	本日は令和3年2月22日付で申請があった三菱原子燃料7次設工認の
0:00:23	設工認申請についての事実確認でございます、本日の配付資料としましては、先週4月20日にあった。
0:00:32	面談でお伝えした事実を確認事項、それに対する回答として2A、
0:00:40	文書番号MSR-21-029こういったものをもらっております。本日はこの今日もらってる回答の資料とプラス申請書の確認の中で新たに出てきた事実確認事項これらを
0:00:57	伝えていこうと思います。
0:01:00	いや普通初めに地震関係の事実確認に、
0:01:06	取りたいと思います。
0:01:13	規制庁の吉村です。
0:01:17	地震関係について最初ですね。
0:01:22	5件ほど確認内容を申し上げます。
0:01:28	最初の3件については、当然回位の面談及び今回資料でいただいているかって回答に対する再確認事項です。
0:01:42	1点目は
0:01:46	これは番号で言うと3082番になるんですが、
0:01:56	うん。ただ搬入コンベアで今回転倒防止部というのが新たに追加されてます。これはこれについて、実際の計算結果について耐震計算書のほうに記載がありませんので、
0:02:16	耐震計算書のほうに記載するようにお願いしてます。それで
0:02:24	その中にはですね今回検定比として厳しい箇所っていうのが、
0:02:30	うん。
0:02:32	御回答では本体側の張り出し部がございます。こちらについて
0:02:41	いわゆるがート本体側の張り出し部含めて、計算書のほうに記載をお願いしたいと思います。併せて図面のほうにはあの耐震計算を行った部位については、
0:02:57	四つ目のほうに記載するようになってますので、あわせてそういった対応をお願いしたいと思います。これが1点目です。まとめてちょっと申し上げて最後にもう1回確認させていただきます。2点目ですが、
0:03:14	これは
0:03:16	33080ですね3080番で

0:03:22	いわゆる
0:03:26	耐震設計大使地震に関する適合説明書の中で、
0:03:34	耐震重要度分類について許可から変更されている点について、前回確認させていただきました。
0:03:42	これは
0:03:45	現在のいただいている申請書では、配管系統で変更があるという記載になっていますので、どの配管系統かということで確認させていただきました配管系統の場所はわかりましたが、実際に
0:04:01	補正される場合には、前回回答ではピットとか排水受け槽といったところも変更されてるという回答でしたので、この辺は漏れなく書くようにしていただきたいと思います。
0:04:17	それから、今回の
0:04:19	許可から変更されている。
0:04:23	箇所については、いわゆる許可の基本方針に沿ったものでちゃんと確認への変更されているのか、そういった点の確認もよろしくお願ひしたいと思います。
0:04:35	今 2 点目です。それから 3 点目は、
0:04:40	これは前回の番号で言いますと 3084 番。
0:04:48	回答いただいている件で、いわゆる■■■■の
0:04:54	仕様について現在 JIS 等で
0:05:00	添付されていない記載されていない、
0:05:04	タイプの■■■■が使用されている件について確認させていただきました。
0:05:10	今回これについては、
0:05:14	通常の JIS に
0:05:16	載っている。■■■■に
0:05:21	変更するようなご回答いただいておりますが、これについて具体的に変更になる場所はどこの
0:05:34	設備なのか。
0:05:37	それから当然あの変更になりますと、多分許容値等が変わりますと、仕様が変わってなくても、計算結果変わりますので、耐震計算での変更とか、それからその他の
0:05:54	当然この申請にあたって、図面とか仕様表を必要な部分と町での傾向があると思いますので、そういったものでの変更箇所について漏れなく説明をしていただきたいと思います。
0:06:09	次に 4 点目です。4 点目は、なおこれは追加の質問ないように、

0:06:17	なりますが、これはページで言いますと、1919 ページの図 1Kの方の位置というところに、
0:06:28	いわゆるウラン回収設備第 4 系列の系統Ⅱに耐震重要度分類を含めた記載がされています。この中で、
0:06:44	どうだった。
0:06:46	凝縮器というのが、ちょうどウラン回収系統のシリンダ洗浄装置Gー
0:06:54	廃棄部分から、いわゆる第 1 類の配管系統を伝わって凝集器のほうに流れるラインになってますが、これがTHAI3 類の分類になっております。
0:07:10	で、これは流入される配管、
0:07:13	渋滞農政上から見ますと、配管、その前の配管、グランド配管系統。
0:07:21	の一部というふうにも見られますが、その場合には第 1 類に該当すると思いません。
0:07:28	これを第 3 類として分類していることの根拠について示していただきたいと思えます。
0:07:37	第 4 点目ですが、それから第
0:07:40	五つ目ですが、
0:07:43	これは
0:07:46	第6次の申請のときにも確認させていただいたことと同じことですが、Aとダクトの
0:07:56	耐震設計の基本方針としてですね、いわゆるダクトの標準支持間隔法をとらないで、個別に解析をしている部分部分については個別に解析をするという記載がありますので、
0:08:13	もしこれに該当する部分があれば、具体的な場所について、
0:08:20	説明及び記載をお願いしたいと思います。
0:08:25	設備関係でまず 5 点、私の方から確認事項を説明させていただきました。
0:08:34	基本的に
0:08:36	後日書面で回答いただくのと、あとは必要な部分については補正で反映していただきたいと。
0:08:44	思います。
0:08:47	今の内容についても資格の質問内容の確認があれば、お願いしたいと思います。
0:09:01	MNF 白川です、これ書面で回答させていただきます。
0:09:08	規制庁吉村です。対応よろしく申し上げます。
0:09:13	グリットで数値が続いて、建物の地震関係で 1 点事実確認です。こっちの5次の署名の入った評価書を策定思いますね。

0:09:26	この
0:09:29	灯油の 3111 番に対するということにそうなのですが、申請表見ると、思う申請書 2949 ページにある表、各構造部材の最大検定比一覧ってやつなのですが、ここに
0:09:46	併記注目円定義っていうのがあるんですが、これは 2953 ページの部材一覧でのこの液状っていう記載がありません。あともう 1 個同じこの最大検定比一覧表の中に、
0:10:03	本震計器の建 10 駅の記載がございますね。ございません。これについて理由を説明するとともに、適宜修正をお願い補正で 4 池修正をお願いします。はい。以上です。
0:10:25	三菱原子燃料シラカワです、後日書面で回答させていただきます。
0:10:30	はい。
0:10:31	規制庁アリタです。
0:10:35	続いて閉じ込めの関係に移りたいと思います。落ち込む関係でももとは 2 件ございます。
0:10:43	1 個目ホールがまず 3090 分の遠いに対する追加の更問いになります。
0:10:51	これは／成長粒径の話で、20 があつた 2009 警報 90 億 5 の通りの回答で、その後排水急激には上期には火よけを設置するという説明が終わりました。それはあるので、基本的には雨水が入らないんでしょうけども。
0:11:09	例えば火よけそのものはこれ石膏設工認タイプの施設ではないっていうのがありますので
0:11:19	あんまりこの設計を信用するというか当てにするわけにもいかないと思いますので、日遅れの損傷とかによって万一雨水が流入した場合においても海水貯留域から排水が不利な
0:11:37	そういったことをちょっと説明して欲しいなということでもこれについてはソフト対応でも対応で思いませんので、
0:11:46	そういったものを含めて整理し説明してください。
0:11:50	二つ目を 3091 番の管理等についてです。
0:11:56	この 3091 番の回答で
0:12:01	壁で区切られているのですか。株に行き抜け穴とかねこれが、
0:12:07	通ってるので結局堰としては全体が一体になるっていう話なのですが、ちょっとそれは図面のほうでは読み取れなかったので、申請書の図面のほうに明記するようにお願いします。
0:12:21	以上
0:12:23	これ、後日書面なり補正なりで回答してもらえば構いません。

0:12:30	はい。
0:12:31	三菱原子燃料シラカワです。後日書面で回答させていただきます。
0:12:39	規制庁オザワですね、地盤のは確かにちょっといいですか。
0:12:44	今のアリタのコメントの確認の一つ目なんですけれども、
0:12:52	これについてはソフト対応で対応するというのはそれはそれで全然構わないんですけれども、この説明をですね押さえと一つの処理系が満水になって切り換えてっていうところを十分作業的に間に合うんだよということですね、定量的に
0:13:12	回答の中で各説明していただければ結構ですので、定量的に説明するようにお願いします。
0:13:21	ちょっとまず、今のコメントについては以上です。
0:13:30	三菱原子燃料のクサマです。の小澤さんからいただきました指摘事項につきまして承知しました。回答の中で定量的に秘めてるように確認いたします。以上です。
0:13:53	はい、では次はヨシムラさんでしょうな。
0:13:57	すいません等も見て私のほうがよろしいでしょうか。小澤の方から
0:14:06	すみません。どうぞ
0:14:08	ちょっと戻るんですけれども、最初のヨシムラのほうから確認させていただいた中で、普通の目に確認させていただいたところだと思うんですけれども、
0:14:21	耐震重要度分類の話で、ここのところは、
0:14:28	当ピットだとか、排水計装については、許可で3類に分類してますと、設工認においても、分類は許可の通りで、その通りなんだけれども、その詳細設計をした詳細設計を考えた上で、東城上位の
0:14:46	Aと分類で評価をしてももつように設計しますという説明取り返すしたんですけれども、そのような考え方でよろしいですか。
0:15:17	はい。
0:15:20	三菱原子燃料のカワマタでございます。ただいまの運搬のてった通りでございます。
0:15:27	規制庁オザワです、それであれば了解しました。その旨がわかるようなコメントの回答の記載にさせていただければと思いますよろしく申し上げます以上です。
0:15:43	三菱原子燃料カワマタでございます。町長いただきました。
0:16:05	規制庁の吉村です。閉じ込めに関してちょっと追加で1点ありますが、これは内容的にはちょっと耐震に絡む話なんですけど、
0:16:25	これらのページで提示で言いますと3328 ページに、

0:16:31	いわゆる専用設計により液体状の放射性物質の漏えい拡大防止を図る機器という
0:16:37	一覧表が載ってましてその中で、
0:16:44	一つだけですね、タイヤつう貯槽、いわゆる今回の設工認の対象外の機器が同じ堰の中に入ってます。平面図には載ってるんですが、実際のこの形状とか要領とか、
0:17:01	特に高さですねとか、そういったものがちょっとわかりません。
0:17:07	なぜかというところは審査以外ですがあの周辺にある設備 2 例えば耐震上影響を与えることがないかということを確認したかったことで、ちょっとその辺がちょっとわかりませんでしたので、この辺について確認をしていただくと、
0:17:26	結果について説明をお願いしたいと思います。
0:17:29	これは 1 点追加で書面で確認いただければ結構だと思います。
0:17:33	名称もちょっと一部文章の中で、統一成功になってますので、それも確認していただきたいと思います。
0:17:42	以上です。
0:17:49	三菱原子燃料シラカワです。コメント承知いたしましたご意向
0:17:54	こういう書面で回答させていただきます。
0:18:00	規制庁の吉村です。それでは
0:18:07	乾燥関係搬送設備に関する
0:18:11	確認事項をまず私の方から
0:18:19	3 年ちょっとお伝えいたします。
0:18:27	まず搬送設備の
0:18:32	ページで言いますと 3343 ページですが、落下防止構造の基本設計っていうのが
0:18:42	記載されてます。この中で、2 項に落下防止構造設計の基本方針というものが記載されてその中にクレーンの隅に落下防止構造に関して、これは常に当然核燃料物質
0:18:59	を扱う済ですが、の落下防止設計について、
0:19:06	いわゆるラッチのフックの降雨フックの落下防止構造っていう関係でグループチェック7次ロック式のフックの対応の記載があります。ただ実際はいいですね、例えばUFVIシリンダー
0:19:23	とか、
0:19:25	粉末輸送容器、

0:19:27	いうこういったものはもう物を剥ぎを搬送する場合には、当然吊具とか含めて、
0:19:36	いわゆる落下防落下防止構造が必要な部分の搬送形態というのがありますので、ちょっとこの辺
0:19:43	全体的なちょっと搬送の状況は変わりませんので搬送どういう形で搬送しているのかっていうのは焦って説明いただいて、合わせて落下防止構造として立ちロックウール起伏だけでいいのか、説明をお願いしたいと思います。
0:20:02	これが第 1 点目です。
0:20:05	それから
0:20:08	ガイアの搬送設備に関して第 2 点目なんですけどこれはページで言いますと 3354 とかもしくは 3355 ページ。
0:20:19	なんですけどこれいわゆる
0:20:23	搬送設備の中量等基金の低角十条の仕様の比較が載って地方が一覧が載ってますが、
0:20:33	この中で、
0:20:40	第 1 廃棄物処理を処理場の全室、それからもう一つ
0:20:46	放射線管理施設当然室の訓練のいわゆる搬送重量とか、低角重量と全く同じ阿多いいなってまして、これだといわゆるも余裕が全くない状態なんですけど、実績には吊具とかますので
0:21:04	こういったものを考慮してこの授業中に、
0:21:10	授業的に問題になるのかというのをちょっと確認していただきたいと思います。
0:21:15	それともう一つは、この二つのクレーンの両方ともいわゆる熟練って言うタイプで、積荷の取扱位置によって当然定格荷重変わってくる。
0:21:30	タイプだと思うんですが、そうなりますとこういうたまたまこの数字が一致してる理由もあるかと思うんですが、取扱操作する位置とかいうものについて制限がないのか、合わせて説明をお願いしたいと思います。
0:21:47	当然するに 3 点目です。これは
0:21:54	はい。
0:21:55	図面でいきますとドーズへの説の 1 の 2 分の 2 に当たるんですが、
0:22:03	ページで 1953 ページに
0:22:08	ちょっとエリアの図面が載ってますがその中で米印で
0:22:15	いわゆる粉末輸送容器、多く場合には一部のUFVIシリンダーは貯蔵しないという。
0:22:24	ということが書かれてますが、これの貯蔵しないという目的は何なのか、説明をお願いしたいと思います。



0:22:35	以上 3 点の搬送設備に関する確認事項です。内容は後日書面だけ回答いただければと思いますが、確認事項があればお願いしたいと思います。
0:22:51	はい。
0:22:52	三菱原子燃料のクサマです、今吉村さんからご指摘ありました単点うち最初の 1 点について壁に立ってください。
0:23:00	ヨシムラさんの指摘事項の意図としましては、いわゆる 16 と搬送部てる反響状態ですね、いわゆるラッチロックフック式と後の状態ですかね、そういったところのいわゆる安全運転に係る妥当性を説明するという指摘事項ということでよろしいでしょうか。
0:23:25	規制庁ヨシムラです。今お話の通りです。党首としては搬送するときには当然
0:23:35	クレーンのフック部分がある、ありますがその下に当然吊具例えば言っときわかんない内容FC葉になったらどういう形状の形で、幅員つって運んでるのかっていうのがちょっとんなの資料からちょっとわかりませんでしたので、
0:23:51	そういった搬送状態も含めて全体的に問題ないということを説明いただければと思います。
0:23:59	はい。
0:24:00	三菱原子燃料クサマです。をヨシムラさんのべき事項の回答については承知いたしました。あとの二つの回答と含めて、後日書面で回答させていただきます。
0:24:12	よろしく申し上げます。
0:24:20	規制庁アリタです。
0:24:23	続きまして、放射線管理施設の関係で 1 点。
0:24:28	溢水確認です。
0:24:31	これも後日書面で回答してもらえば変わりません。
0:24:35	モニタリングポストについてなんですが、このモニタリングポストの仕様を見ますと、特に警報の設置について記載がございませんでした。
0:24:46	モニタリングポストについては、
0:24:50	原災法のほうで、うん。
0:24:53	通報基準として、5 $\mu$ Sv/h というのがございますのでこういったものが何か警報値に関係するんじゃないかと思うんですが、この辺りについては炉規法の要求ではないので、
0:25:09	設工認の対象ではそもそもないという整理なのか、その辺の整理について説明してください。
0:25:22	はい。
0:25:23	三菱原子燃料シラカワです、後日書面で回答させていただきます。

0:25:29	はい。規制庁アリタです。よろしくお願いします。
0:25:34	続きまして、配布についての地域に移りますんで、こちらも後日書面に関わって教えていただければと考えます。
0:25:43	内容なのですが、これ申請者の 1144 ページなんですけど、ほんまに。
0:25:50	排水地方領域を放射線廃棄物の廃棄施設、
0:25:55	要はなく処理後の配布を対象としており、
0:25:59	その他の加工費そして新製品が定めているっていう記載がちょっとこの
0:26:06	趣旨はよくわからなくて、
0:26:08	これはつまり、
0:26:10	既認可ではその他の加工施設補正申請して認可を受けているんですけど、今回の申請では、
0:26:17	廃棄施設処置編位置注釈を書いて申請している、そういうことなのでしょうか。これについても、
0:26:24	説明をおねがいします。
0:26:28	はい。
0:26:29	三菱原子燃料シラカワです、コメントそう聞いたりしました。後日書面で回答させていただきます。
0:26:36	アリタですお願いします。
0:26:39	続きまして遮へいについて 1 点ですが、これも書面で回答をもらえればと思います。
0:26:46	法令については、本日もらってる配当の資料の
0:26:52	No.3095 番の質問に対する更問になるんですけど、
0:26:59	空シリンダ置き場の関係でこれまで以上の面談でNo.3020 という回答の中で、従業員が不用意に空シリンダに近接するのを防止することでその外部被ばくを抑えるって話だったんですけど、
0:27:16	検層設置するだけだと結構フェンスを
0:27:21	人とか、シリンダのどんだけ強度開けるかみたいなものは全然溢水。
0:27:26	特に記載申請書に記載がなくて、これはちょっと説明が不十分だと思います。
0:27:32	なのでその従業員または外部被ばくから守るために従業員
0:27:38	空シリンダそのものか、或いはフェイスどちらかに対し、不用意に近づけないような何かしらの設計のソフト対応っていうのがあるかと思いますので、それをソフト対応を込めて構わないで整理し説明するようにお願いします。
0:27:58	三菱原子燃料シラカワです。コメントそういういたしました。後日書面で回答とっていただければ。
0:28:05	はい。よろしくお願いします。

0:28:09	続きまして検査関係の指摘を 1 点お伝えします。
0:28:15	これも4次後日書面で回答を得ません。
0:28:20	内容としましては
0:28:23	No.3120 番の
0:28:27	回答に対する更問でして、
0:28:32	計測機器の測定範囲についてモニタリングカーパスワードについては以前、安全側のメンバーですかね高齢に予定量にされてる測定管理仕様表の書いてもらったと思うんですが、それ以外の
0:28:48	放射線管理施設についてもこの計測の範囲で御検索履歴ポイントになってくるとお思いますので、仕様表のほうに明記するようにお願いします。
0:29:00	以上です。
0:29:05	三菱原子燃料のシラカワです。コメント措置いたしました。
0:29:08	追いつく書面で回答させていただきます。
0:29:13	はい、よろしくお願いします。
0:29:15	要は、要するに一定ちょっと甘かった情報をもとに分類できない。もしづらい全般にわたるような指摘について過ぎてけどもおります。
0:29:28	はい。そうしましたら全般事項の 1 点目として規制庁タナベからブラスト装置、除染設備のブラスト装置ですね、こちらについて確認していきたいと思ます。
0:29:41	まとめてお伝えさせていただきますと、ちょっとブラスト装置ですねこれ図面のほう、1372 ページを確認すると、複数のですね、敷地から構成されているんですがちょっと今通常の運転にどのようにですね、それぞれが機能するのかっていうのがわからなかったので、
0:30:00	ちょっとそちらの方ですねどういうふうに通常時運転するのか、そういったところについて説明をお願いいたします。で、仕様表のほうですね、こちら型式の記載なんですけども前微粒子噴霧式というふうに記載されてございます。
0:30:16	イメージとしてはですねサンドぶらスターみたいに研磨剤をですね用いて表面をですね除染するというそういった理解でよろしいでしょうか。またですねその場合ですが、使用したこの微粒子がおそらく研磨剤のようなものについてはですね。
0:30:33	除染に用いたということもありますし通常の処分とは異なることとなりますが、どういうふうに研磨材を処理していくのかということについてもですね、説明をお願いするものでございます。こちらですね後日書面で回答していただければ結構ですので、その点よろしくお願いたしますタナベからは以上です。
0:31:03	三菱原子燃料シラカワです、後日書面で回答させていただきます。

0:31:13	はい。
0:31:20	全般でよろしい規制庁ヨシムラです。
0:31:27	はいじゃあ次ヨシムラ3系統、
0:31:35	前回ですね全般的な質問等は私のほうで耐震関係でちょっと確認。
0:31:45	3088番等で確認させていただいた内容をちょっとあわせてちょっと確認させていただきますが、
0:31:58	いわゆる廃棄物、これらの放射線管理施設等のほうには廃棄物貯蔵設備(1)というのが今回申請されてまして、
0:32:14	その中の設備の対応の考え方なんですけどこれはドラム缶のわしら沖今回比良大きい出ちょ保管するという
0:32:24	いうことで、地震とかそれからなどSF案F3特に負担竜巻に対する固縛。
0:32:33	等の設備対応は、いわゆる平置きで
0:32:38	容量的に言うと175ホーンでドラム缶を貯蔵するという前提に基づいた設備の設計になってます。
0:32:48	一方なんですけど、
0:32:51	これは許可から許可でも書かれてる通り廃棄施設としての必要は350本で、今回の最大貯蔵容量350本という形で申請されて、
0:33:06	今回図面のほうに説明、平置きの状態が
0:33:14	等を示していただけてますが、これ見ても二段積みをしないと350本というのはちょっとできないので、基本的にはこれ175本の貯蔵の申請という
0:33:30	形になります。ただ実際にこれ、
0:33:33	最大遡上容量350本になってますので、
0:33:38	時そこで申請してしようとしてる貯蔵本数と実際の設計仕様が完全に位置していないという、整合が見られます。
0:33:49	従ってこれを保管容量を含めて、
0:33:53	どういう変更するのか、どういう形の修正になるのか、ちょっとあわせてもう一度検討のちょっと説明していただきたいと思います。
0:34:07	よって、
0:34:08	この件に関して、もし確認があればお願いしたいと思います。
0:34:17	原子力規制庁永井です、よろしいですか。
0:34:24	三菱原子燃料クサマですお願いします。
0:34:32	はい。三菱原子燃料さんにお伝えするんですけど。ですねまずこれは許可で今ヨシムラ伝えた通り、350本のドラム缶をを貯蔵するとすると、保管廃棄することになってますので、まずは
0:34:51	許可されたところによる設計となるように、

0:34:58	ここ、ここっていうのはですね、廃棄物貯蔵設備(1)の貯蔵容量ですね、そうな るような設計で設工認申請してくださいっていうのが結論です。
0:35:15	今一段積みですとされてますけれども、設工認の申請書のほうには、そうい う、そういうっていうのは、175 本でなくて 350 本って書いてあるし、
0:35:32	それで認可を受けようとする。
0:35:36	わけですから、もうそのつうの貯蔵容量があるという図面なり、強度、当然強 度計算も各部の資料もですね、
0:35:49	貯蔵できるという設計であるということ
0:35:55	図仕様表のほかにも図面にも書いて申請してくださいということです。
0:36:01	私の方も今いろいろ説明してくださいといういろんな事情があつて、あると思 うんですけども、基本的には許可の通りということで、する設計されていると いうことを確認しますので、そのような形で補正してください。
0:36:18	以上です。
0:36:24	はい。
0:36:26	三菱原子燃料クサマです。今、ナガイさん、ヨシムラさんからいただいた御指 摘事項を踏まえまして整理してですね、後程書面にて回答させていただきます す。以上です。
0:36:38	耐火原子力規制庁ナガイです。それでは引き続きまして、ここからは
0:36:47	私が規制庁ナガイですけれども私の方からお伝えしますので、からはですね、
0:36:57	設備関係にはなるんですけども、
0:37:01	設備関係だけなんです、新規の新規のといえますか新たに面談でお伝えす る事項を先にお伝えします。そのあとに、ちょっと今回の本日の面談資料ので 提出されております MSR-21 の
0:37:21	029、これの追加の確認をさせていただくということで進めたいと思います。最 初にえーつとですね。
0:37:32	原料地調の関係の建物、それから設備機器です申請書ですと、900 ページの 追表辺の検討、4-3 というのこの欄外にですね。
0:37:49	潜航申請した既認可声明番号が書いてあるんですけども、なんか最終補正 の番号が書いてあったりしてるんですが、ここは基本的には初回の申請番号 なり、もしくは
0:38:05	既認可の番号にトレースできるような形でですね、記載をするようにしてくだ さい。
0:38:14	それから次ですけれども後 4 点とりあえず原料貯蔵所関係で導通に対します で 901 ページ、申請書の 901 ページの表編の節の 1 で粉末輸送容器貯蔵 枠、

0:38:32	が出てますので、ここの臨界防止の設計もですね、設計番号 4 セン位置の設置位置ですんで粉末輸送用、ごめんなさい粉末貯蔵容器を貯蔵枠の単一ユニットの核的制限値について、
0:38:51	なお、加工事業変更許可申請書の該当ページにお示して許可されたところによる設計であることを説明してください。それから臨界防止とか耐震とか閉じ込めその他ですね、貯蔵庫の貯蔵枠で貯蔵する粉末貯蔵容器について、
0:39:10	その安全機能を番号を守っているのか、該当する場合は、記載してください。そうでなければその粉末輸送容器の型式ですね、容器承認番号であるとかも含めて計上共同を
0:39:27	どこかですね中央がわかる、情報収集表に記載してくださいで核的制限値はウラン粉末を含む輸送容器の重量等がですね、その許可を踏まえて、その求められる安全機能を満足した設計であることを説明してください。
0:39:47	以下同じ。仕様表でその他許可で求める仕様の欄ですが、許可のあん安全上重要ないわゆる施設の有無の評価ですね、輸送容器に貯蔵されるウラン量が
0:40:04	ネットマ除かれているんですけど、原料貯蔵所が評価対象因子になっていないんですね、この前提として進む許可の添付の 5-119 ページを見ると、
0:40:21	を固縛するひな沖の金属製のウラン貯蔵容器とそれから外部との規則に適合している輸送容器については転倒、落下等による損傷及び重量物の落下による損傷により漏えいするおそれがないことから、
0:40:39	除外するという説明をしまして、今回ですね、これは許可に記載した通り平置きとするのか、もしくはその当該貯蔵枠に設置する二段積みか、その許可の評価を踏まえた
0:40:55	設計となっているということを説明してくださいねこれは先ほどの
0:41:02	にも関連するんですけど、ちょうどその開けにすると今度は貯蔵量が減ってしまうし、いろんな関連があると思いますので、その多面的によく見て、もしくは許可のどういう方針なりですね。
0:41:21	説明をしてきたのかっていうのをあわせて説明をするようにしてください。
0:41:27	それからあと三つですね、一つ目、次です。1009 申請書 4952 ページの図閉設の位置で、これも粉末輸送貯蔵枠ですんでここの 2 点鎖線で
0:41:43	図示している粉末輸送容器について臨界防止上の制限値であるとか、耐震評価の荷重が特定できる情報ですね、これはちょっと先ほどと重複しますが、これ、図面から見ていくときに、
0:42:00	その貯蔵ラックに貯蔵する容器といいますか、オノ木安全機能番号であるとか外縁パンの容器承認の型式であるとかそういうものの一つの記載してください。

0:42:19	それから先期申請書 1955 ページの図併設の 2 でシリンダ店頭装置のこれ原料貯蔵所に設置するものですが、その日にちシリンダ貯蔵架台ですね。
0:42:35	これとかの固定軸の構造とか教頭についてはシリンダ線量等の洗浄装置でコメントしている部分があると思いますのでありますので、その部分を水平展開するようにしてください。
0:42:55	はい。
0:42:56	もう一つですね、設備機器の
0:43:01	複数ユニット等の、その形状寸法であるとか、位置ですね。
0:43:08	それから運搬台車の移動範囲については、臨界計算の条件と、基本的には同じかもしくは保守的な配置になっているということを再確認してください。これは我々のほうでも、
0:43:25	今確認をしているところでありますけれども、今回の申請範囲では非常に臨界計算をしていたりとかいろんな
0:43:36	条件がついておりますので、皆さんの方でもう一度確認をして何か不整合があるとか、評価の前提と位置であるとか寸法が違うということがないかどうかは、その確認を進めるようにしてください。
0:43:55	具体的な事例についてはこの後ですね、いくつか不明となっている点お伝えしますので、それらも踏まえて、確認放出量にしてください。
0:44:08	以上ですね原料貯蔵場関係、今の複数ユニットについては、その他の組みましたけど、ここまでで何か確認事項あればお願いします。
0:44:37	三菱原子燃料クサマです。ナガイさんから御指摘事項の 1 点目について確認させていただきます、900 ページの追表兵島の 4 の班ですねこちらの距離表の欄外のところでですね、ロックウール1次から6次新イケノ町会版を期待するという御指摘事項をいただいておりますけど
0:44:56	こちら初回版を火砕物イトウは何とか統合というのがですね、弊社としますとして確実性の申請書にないHead10 の変更申請を経てまして最終段階のね、ページ番号を占めるのが一番よろしいのかなというふうに考えてるんですが、いかがでしょうか。
0:45:16	原子力規制庁ナガイです。
0:45:20	ここは確かに明確な記載のあるべきでないんですけど、補正は一部補正になってますので、特に6次申請のときの最終補正というのはごく一部のページの補正、
0:45:36	のみになっておりますので、基本的には当初の申請がベースにあって、それから
0:45:46	なんてすか補正というのはあくまでも補正という考え方でお伝えしてます。

0:45:53	ここはどっかなきやいけないっていうのはないんですけど、ずっと考え方をわかるようにしていただいて盛り最終の補正で統一されるというであれば、
0:46:09	まあすでにこれ前回の申請にももしかしたら同じような書き方があったのかも しれないけれども、
0:46:17	その考え方をきちんと整理して御説明していただければと思います。
0:46:26	はい。
0:46:28	三菱原子燃料のクサマです、
0:46:31	指摘事項のご主旨了解しました。当社としてですね整理してですねこの辺書き 方をですね、お示したいと思います。以上です。
0:46:43	はい、原子力規制庁の永井です。
0:46:46	ほかにいいよろしいでしょうかなければ次いきたいと思います。最後に全体と してまた確認の機会を作りたいと思います。
0:47:00	三菱原子燃料クサマです、もう1点、こちらからちょっと確認したいことなので ちょっとお待ちください。
0:47:09	三菱原子燃料ナカムラの利用で、
0:47:13	4 ページ目の
0:47:18	四つ目の
0:47:21	コメントに対してなんですけれども、時シリンダの
0:47:25	みんな転倒工程のフィンだ課題で固定治具みたいで、Rinzaペン良好というの での対応の水平展開ということですが、シリンダ洗浄塔の線量とPで課題や固 定の治具二体について。
0:47:42	ロックウール対応がちょっと具体的な内容がちょっとよくべきでないんですけれ ども、鍋田のほうで具体的なことがわかれば、ぜひちょっとここで御教示いた だきたいんですけれども、原子力規制庁ナガイです。
0:47:59	はい。これ耐震化も主に耐震関係の視点になるんですけれども、
0:48:08	最終的にシリンダーそのものをここは転倒させる装置になっていて、その荷重 をどうやって受けて、もしくは自治体し、地震のときに、
0:48:23	壊れないように設計するかという設計をしているときに、ボルトだけしか評価し ないとか、そういうことであればそういうのでいいんでしょうかということ趣旨 です。
0:48:38	当然、回転しますので、その軸があったりとか、それを指示する。その容器を 支持するものがあったり、それから当然その床に固定するための時といいま すかねそう違ったりいろんな部その部材で構成されているので、



0:48:57	そのどこがその厳しくなるかっていうことを考えて結果として、ボルトの評価におさまるといふこともあるかもしれないけれども、その辺の分示し方っていうかですね、評価の手法で評価を実際に評価を踏まえて、
0:49:15	どういうふうはこの耐震の健全性であるとかを評価しているかっていうのを説明してくださいということです。で、1個1個のうちで言うんじゃなくてすでにヨシムラの方からですね、別な
0:49:35	このデット装置が幾つかありますので、そちらで説明してますので、その水平展開をしてくださいということです。
0:49:50	はい。
0:49:51	MNF のナカムラです。
0:49:53	シリンダー店舗変動想定
0:49:58	対応で策と評価というものを起こった行っさせていただいたんですけども、同様の間尺棟それからその他必要な箇所について、評価をつくれればいいということよろしいでしょうか。
0:50:13	はい、原子力規制庁ナガイです。その通りです。を1個1個指摘をするのではなくて、当然その類似の設計については、そういうその対応で、
0:50:28	確認をしてくださいということです。で、これこれは1例ですから、これ以外のものについても、本日の面談それからこれまでの面談も踏まえて、必要な情報があれば、書きすぎることはいらないと思いますけれども、
0:50:47	やはり耐震性を考えたときにどこが一番重要なのか、ぜひそのシリンダーの
0:50:57	ですね、地震があってもきちんと指示するためにはどこの部材が健全性を維持しなきゃいけないのかっていう観点で見ただけだと思います。
0:51:12	三菱原子燃料ナカムラです。承知いたしました。
0:51:18	原子力規制庁の永井です。それではちょっと次に行きたいと思います。次はでっか天然ウラン層厚の関係で、細かくすれば幾つかあるんですが1点ですね、お伝えします。で、これは
0:51:36	そうですね、すでに第3核燃料倉庫の確認事項で、前回もお伝えしている内容の水平展開に近いような確認ですけども、その内容については後日説明を
0:51:53	確認の内容であるとか範囲確認結果は、前回お伝えしている内容に対して、劣化天然ウランそこについても設置確認結果を説明してください。その上でですね。
0:52:10	ちょっと幾つか例挙げっていうお伝えしますと、まず1950ページの図閉へ範囲の

0:52:19	3で、これは配置図があるんですけども、この図を見てたときに、方位であるとか出入口の位置とか何も書いておりませんで、この辺はですね図面上実施するときに、の基本として、記入していただきたいと思います。
0:52:39	それからですねこれも先ほどからずっと伝えていると同じなんですが、許可の最大貯蔵能力を有するというをどのように、皆さんの確認したのか説明。
0:52:54	してくださいで容器の配置方法であるとかの配置の範囲Aにする等もございませんので、そういうものを記入するようにしてください。それから劣化天然ウラン走向の
0:53:09	保管要綱を保管容器置き場について、その安全避難通路とか消火器とかですね非常ベル等設置していないんですが、これは入口の近くには設置している状況が見えますけれども、
0:53:28	これもですね、建築基準法とか消防法に基づく設計となっているということを御説明をしてください。
0:53:37	結果天然ウラン層分については以上になります。
0:53:42	何かの確認があったらお願いします。
0:53:47	三菱原子燃料シラカワです
0:53:51	これ正面で回答させていただきます。
0:53:54	はい。原子力規制庁ナガイです。では続きまして、第3核燃料倉庫、これは前回位お伝えしている部分もあるんですけどちょっと追加でですね、
0:54:10	お伝えし10ものです。すいません。ここ。そうですね。これはですね1点だけ建物といいますか。
0:54:22	前回建物見てて、今回ですね、この後設備関係で、ずっと審査の方進めて参りまして、やっぱり幾つか不明な点があったのと、それから1点ですね、火災による損傷防止のアクセスルートの
0:54:38	ご確認をしたときに、許可ももう一度さかのぼって三つですね、今回どうなっているのかということを見たときに、かなり図がですね、許可のときは詳細に書いてあるんですけど。
0:54:55	今回の概略で書いていますんで、しかもですね、今回設備の配置状況等のアクセスルートを比べてみると、かなりそのラップする部分が、
0:55:10	ありまして、この辺はですね、きちんと設備の配置状況を踏まえてのアクセスルートが設定されているということをごわかるようにですね、いただきたいと思ひます。
0:55:25	それから、

0:55:29	通信連絡設備の関係で第 25 条の 2 項ですね、これは外部との通信連絡設備の設計仕様についてですね、これは許可を踏まえてどのように申請をするのかについてはよく整理してですね。
0:55:46	その結果に基づいて設計仕様を記載するようにしてください。これは該当する。
0:55:54	場合ですけれども、よく全体を通して、
0:56:00	施設全体の対応の仕方をですね、よく整理して確認。
0:56:06	必要があればですね、補正のほうで反映するようにしてください。
0:56:16	ちょっと建物に関連するのは 1 点です。
0:56:20	よろしいでしょうか。
0:56:23	はい。
0:56:24	三菱原子燃料シラカワです。コメント送気いたしました書面で回答させていただきます。はい。
0:56:31	それから、ここからは第 3 核燃料倉庫に設置する設備機器の
0:56:41	設計に関して、不明な点をお伝えします。これ件数が多いんですけど、一応今私手元メモしてるんですが 19 件。
0:56:55	とりあえず続けてお伝えします。実はこれ共通の
0:57:01	農林なぜ不明かっていうところがですね、4 月 2 日の面談のですね、お伝えして今 3000 飛んで 79 番で回答があるんですけども、
0:57:18	ちょっと私の意図といいますか。私伝え方も簡単にしかお伝えしなかったんであれなんですけど。
0:57:26	要は第 3 核燃料倉庫で一体何をしているのかっていうのが、私のほうで
0:57:36	よく理解できてないというか、許可を踏まえてどういうふうな作業しているのかっていうのがわかってくると、これからお伝えするのも、理科半分ぐらいは理解できるんじゃないかと私なりに思ってますので、
0:57:53	その点も踏まえてまず不明な点お伝えしますので、そのあとですね、ちょっと前回の回答資料も踏まえて、
0:58:04	解決できる点があれば説明いただきたいと思います。前置きが長くなりましたけどちょっと 19 件続けてお伝えします。最初に申請書の 907 ページの表へ設-4 ですねこれ粉末。
0:58:20	回収ペレット取扱ボックスの仕様表で耐震の関係でですね、これは確認になりますが、許可で耐震重度分類は 2 類としているんですけど、
0:58:35	ここ一類と 2 類の分類の考え方ですね、つつ説明をしてください。
0:58:42	それから 1958 ページの図閉設の 4 で、同じく粉末回収ペレット取扱ボックスについてですが、

0:58:54	ここは四つほどありますんで、単一ユニットの核的制限値ですね質量制限はどの範囲のウランを対象にしているのかということそれからフードボックスとウランが滞留するさす容器
0:59:10	の合計をきちっとしているのかどうかっていうのがちょっと
0:59:17	図面を見ても、よくわかりませんでした。それから単一ユニットの質量管理を実際に今これをどのようにしているのかという点も不明になってますんで、これに関連して設備の下部にですね。
0:59:35	秤量器がついてるんですけど、その安全機能番号を振ってないし、それは安全機能を有する施設として申請対象になっていないのかっていうのが不明になってます。
0:59:48	それからフードボックスの上部にですねフィルターボックスというものがあるんですが、ここの構造強度であるとか、来場するフィルタの機能性能がその設工認申請されていません。
1:00:04	社内のチェックでですね、申請漏れとなっているのかもしくはなんかのあるんだけどこれは対象外なんだということかどうかも含めてですね確認をしてください。
1:00:18	それから、910 ページの表へ設の後、
1:00:25	これらの粉末容器ハンドリング装置の仕様表になります。これ期目のところにコンベアの(1)(3)のがあるんでそれを許可ではそれぞれコンベアのDCとしています。これは、
1:00:42	C-10 なのかどうかっていうのもあるんですけども、許可の各定期制限値等とのその対応がとれるようにですね、申請書の中で機器名称の変更について説明をするようにしてください。
1:00:57	臨界防止の観点からのウランを内包する容器をその解放する開封する場合ですね。
1:01:06	各部位の相対ちゅうユニットの核的制限値をどのように維持する設計となっているのか、不明となっていますので、一つということです。
1:01:19	それから 1090 図面になるんですが、1959 ページからず閉設の御クサマ強く日ハンドリング装置の図面が、その数枚にわたって、記載されている間に添付されています。
1:01:35	で、その中で不明な点として、各部のウランはその容器の中で取り扱う装置設計というか管理となっているのかどうかで、それから臨界防止の観点で、
1:01:51	各部位の耐中に 1 度の核的制限値、これ形状寸法と、その図面の寸法との対応であるとか、複数ユニットについて評価した形状寸法、配置とその図面各部の寸法に

1:02:06	不整合がないかというところですね、当然確認をされていることと思いますけれども、
1:02:16	もう一度再確認をするようにしてください。それから他社容器のところのアスタリスクの5の注記がついてまして、他社の粉末缶粉末容器等を
1:02:29	三菱原子燃料がですね、自社の加工施設でどのように仕様をしようとしているのか、加工事業許可申請書ですねそれは197ページ。
1:02:44	イにですね、ウラン粉末の入荷町長とか貯蔵出荷工程の記載がありまして、そういう加工の方法に沿ったこの設備の設計にかなされているのかと。
1:03:02	いう使用する容器も含めてですね、確認して説明するようにはしてください。
1:03:08	これは輸送容器内に収納して、その概要んぱんする場合ですねこれは出荷。
1:03:16	の話になりますけど、輸送用系の収納梱包出荷までの工程が許可の基本設計方針に基づいて行われていることそれから箱技術基準で求められる安全機能に係る
1:03:35	設計
1:03:37	そうですね、主要表二Aとか図面に記載して、添付説明書で適合性を十分に説明するようにはしてください。
1:03:49	以上が粉末容器のハンドリング装置になります。それから次がですね、100912ページの表へ設-6で内い家企業台車の仕様表が
1:04:06	ありますので、これの臨界防止の観点で設計番号が4.2節の2と4.2節6に関連して代理者の使用エリアがA図二D-臨界の倫理ですね、の大台車の第2-1。
1:04:23	これ2309ページと一致しておりませんで、ずりED-第2-1の台車主要エリアっていうのはS1になってんですけど、これは第2次角が第3核燃料倉庫領域の
1:04:41	1-2を跨ったエリアになってますので、この辺の確認をしてください仕様表と、それから主要
1:04:52	うーん。
1:04:55	あれですね、仕様表と。
1:04:58	この台車を使うですね、使用エリアエリア図を使い用いるすねエリアに記載した移動範囲を
1:05:09	脇本店1基本的とか一致させるようにしてください。それから進め臨界計算によって安全であることが確認されていた範囲であるということをそういうふうには書いてあるんですけど。
1:05:24	きちんとそういうふうになってますということは説明をするようにはしてください。
1:05:29	具体的にですね。

1:05:32	以上が内沖台車に関連するものですか。同じくそのうち大きい台車の図面として 1965 ページの図併設の 6。
1:05:44	続いてますけど、ここも先ほどと同じ他社容器の * の注記でNPC型輸送容器、
1:05:53	ですね、三菱原子燃料が自社の加工施設でどのように使用するとしているのか、許可ですね。踏まえて説明をするようにしてください。
1:06:09	先ほどと同じですけれども、容器内のこの移送容器内に収納してから 4 / する場合にはもう
1:06:21	その輸送容器への収納梱包出荷までの
1:06:26	まあ貯蔵プロセスといいますかね、方法が加工事業許可の基本設計方針に基づいてものであることとそれから加工技術基準で求められる安全機能に係る設計、
1:06:41	のですね、仕様表とか図面に記載して、それが添付説明書でですね、認可基準の適合性を十分に説明するようにしてください。
1:06:53	それから 914 ページで表へ設-7 で、他社缶用台車も出ておりますけれども、これも先ほどどんな人ですね、位置ウチダ社と同じなんですが、ほかの要件台車
1:07:10	ですね、についても不整合がありますので、使用範囲であるとかそういうものですね、すべての運搬台車について再確認して確認範囲であるとか、確認結果、それから、補正なり修正がどういうふうに必要なのかっていうのは説明をしてください。
1:07:32	次にですね、同じく他社缶容器の図面ですけど、これはちゅ * 5 の中期ですね。
1:07:43	これについても今まで同様にですね説明をしてください。
1:07:48	それから 914 ページこれページがちょっとすいません間違っているかもしれないですね表閉の設の 8 です。これが冊数状況の台車ですけども、
1:08:03	これはですね、臨界防止とか落下防止構造が求められる安全機能として求められると思いますけれどもその設計のインプットインプットとなる SUS 容器の
1:08:19	運搬個数が明確に記載されておりませんので、初層運搬個数ですね、不明になってますんで運搬敷設を明記してください。
1:08:34	それから次ですけども、918 ページの表へ設-9
1:08:44	になります。
1:08:47	これはですね、
1:08:51	スクラップ貯蔵だな、粉末用のRISTAR-仕様表なりですが、臨界防止の 4.1 設置 4 ですね、ここで単一ユニットの核的制限値。

1:09:05	2としてその質量制限と減速フローをもう複数人の核的制限値をしていないんですけれども、その理由を説明してください。
1:09:22	それから920ページの表へ設の中で数で粉末容器の構内運搬台車の仕様表になりますが、これも使用範囲ですね臨界防止の4.2の説の2で、
1:09:38	三番台車の移動範囲が図示されておられませんのでまずしているか説明、具体的な説明がないので、その臨界計算コードによって安全確認が確認された範囲、
1:09:53	がどこなのかっていうのを具体的に説明するようにしてください。
1:09:57	この1974ページ。
1:10:01	ですけれども、つ併設の10です。これも運搬台車粉末容器の構内運搬、
1:10:11	支社、
1:10:12	ですが、これはさせよう機がですね、2列配置されているんですけれども、どうも図面に令和。
1:10:24	面間協議がですね。
1:10:26	仕様表委員被災された普通の複数ユニットの核的制限値として記載されておられませんけれども、どのような
1:10:37	臨界防止の設計となっているのか説明をしてください。わかるように記載してください。
1:10:44	それから、922ページの表閉の節の11ですけど、これはクレーンです、第3核燃料倉庫に設置するクレーンの仕様表です。
1:10:56	で、取り扱う核燃料物質として腰痛ペレットを追加している点について、外からの変更点リストで説明しているペレットを取り扱う状態で、
1:11:11	評価している部分を具体的に説明してください。
1:11:17	それから、926ページの表へ設の13. ペレット貯蔵棚の仕様表ですね、一般仕様のところのその他構成機器で勤続期間が含まれているんですが、
1:11:34	これパワーの単独の安全機能番号を持って
1:11:40	いませんっていうか記載されておらずで、今回ですね認可を受けようとする、その金属管の仕様であるとか、員数ですね、この辺を明確にしてください。勤続期間のを用いる。
1:11:58	はい。以上範囲をですね、特定して許可された範囲について認可を受けた上で使用するようにしてください。
1:12:08	それから金属管を使用するすべての場所で臨界防止であるとか閉じ込めそうた求められる安全機能を満足した設計であるということを説明してください。

1:12:21	それからあと五つほどありますけれども、928 ページの表へ設-14、これも金属管台車の括弧の 2 の資料になりますんで、臨界防止の観点で 4.2 節 6 の設計で第 3 核燃料倉庫の
1:12:41	(2)の領域に設置するとしておりますけれども、これ。
1:12:55	使用範囲のS1 エリアには第 3 核燃料倉庫の(2)と(1)の領域が含まれておりますので、運搬台車についての移動範囲を明確にして、
1:13:11	申請書内で不整合とならない。ないような記載にしてください。
1:13:17	カラ-この医療範囲についてですね局基本設計方針に基づき設定していることを説明してください。ちょっと今回台車が多いので、ちょっとダブったようなコメントになってますが、他社の
1:13:33	ほかの台車もですね、同様に対応してください。
1:13:38	それから、930 ページの表閉設の 15 で、これはペレットの構内運搬容器の仕様表になりますが、これもですね、同じなんですけど、臨界防止の 4.2 節に
1:13:53	このペレット構内運搬容器の移動範囲を明確にしてくださいね。臨界計算コードにより、安全が確認された範囲というのを具体的に示した上で説明するようにしてください。
1:14:10	それから次ですが、1974 ページの図併設の 15 になります。これは今のペレット構内運搬容器の図面になりますけど、その仕様表に記載した収納部の
1:14:25	厚みですね、そこに金属管を 2 段積みする設計となっておりますけれども、その複数ユニットの設計仕様が記載されていない点についてですね、臨界防止の観点から、この積載方法が、
1:14:46	許可であるとか、技術基準適用した設計であるということを説明してください。それから 932 ページの表へ設-6 で燃料 5 の構内運搬車の仕様表が出てますが、これの臨界防止についても、
1:15:04	先ほどまでと同じで移動範囲を明確にすることと、それからすればですね、臨界計算コードにより安全が確認できる範囲であるということがわかる。具体的にわかるように説明してください。
1:15:20	最後になりますが、1890 ズボン斜線 983 ページの図併設の 17 ですねこれいいですね、燃料棒貯蔵棚の図面になるんですが、
1:15:36	これの一番上にですねか積載防止版というのがあって、そこにアスタリスク位置がついていますけれども、そこにアスタリスクの 1 のその説明が計上形状寸法制限の収納部の厚み、
1:15:51	本当の関係においてですね何で記載しているのかっていうのがちょっとわからないという状況になっ不明な点になってますので、説明をするようにしてください。
1:16:04	ちょっと長くなったんですが第 3 核燃料倉庫で今不明な線は、



1:16:11	以上になります。
1:16:18	事業者の方で何か確認事項あったらお願いします。
1:16:26	三菱原子燃料シラカワです、今いただいたコメントの件、後日書面で回答とさせていただきます。
1:16:34	原子力規制庁ナガイですけれども、これは今この初めにお伝えしたんですが、前回位お伝えした 3000 飛んで 79 番の関連した説明をですね。
1:16:52	まずした上で、特に台車の移動範囲であるとか、そういうものは全部同じことちょっと何度も繰り返したんですが、同じですので、出荷の工程であるところがどうなっているかっていうのをまず
1:17:09	説明した上でどういう要求を使ってどういうプロセスでどこで何をするのかとそのためこの台車をこういうふうに使うんだってということがわかると、かなりな部分が解決するんじゃないかと思っておりますので、
1:17:25	説明し方はお任せしますけれども、今こちらのほうで不明な点が事実確認したい点としてはそういう観点になって説明していただければと思います。よろしくお願いします。
1:17:42	はい。
1:17:43	三菱原子燃料クサマです。永井さんの御指摘事項につきまして事業者として整理して後日書面で回答したいと思います。よろしくお願いします。
1:17:52	それでは原子力規制庁ナガイです。あと、この次はですね、当気体廃棄設備、これ第 3 核燃料倉庫にごめんなさい第 3 核燃料倉庫ですね、に設置される気体廃棄設備イオンの関係ですねそれに点お伝えします。
1:18:11	で、1 点目ですが、1289 ページの表ト設の機能 7 の仕様表です。これは
1:18:22	はい、気体廃棄設備 4 の排気ダクトダンパーで提案設備から構成のエアフィルタなんですけど、ここのその閉じ込めの設計資料にですね、閉じ込めの観点から加工事業許可の 72 ページの
1:18:39	その安全機能一覧に記載して排気経路の確保のに関連する関する記載がされておられませんけれども、何で生きて記載していないのかっていう確認になります。で。
1:18:55	これについては、その考え方をですね、ちょっと整理して説明していただきたいんですけど、基本的にはこれ閉じ込めの観点で他の条文に記載があるので、
1:19:10	どう理解をしているんだと思いますけれども、許可の段階でどういうふうに整理したのかっていうことも踏まえてですね、仕様表のほうには多少重複したとしても許可を踏まえた
1:19:25	設計仕様であるということがわかるように記載していただければと思います。
1:19:31	それから 2119 ページの、これは図面になりますけど、図ト制の
1:19:39	整理の線ですね、この期に、

1:19:43	の図面になります。
1:19:46	これも第二
1:19:48	来たい排気設備の(4)ですけれども、これ負圧確認箇所等するから負圧警報装置の設置場所ですね、図示してくださいと言いますかね、どこにあるのかわかるように、
1:20:06	記載をするようにしてください。
1:20:12	あと、
1:20:14	今の気体廃棄設備関係は2点になります。事業者のほうで確認事項があればお願いします。
1:20:24	ここ。
1:20:26	三菱原子燃料白川です。後日回答させていただきます。
1:20:33	はい、原子力規制庁永井です。で、ここからはですね、
1:20:40	逆にちょっと戻ってしまうんですが、面談資料の
1:20:51	ちょっとお待ちください。
1:20:55	はい。
1:21:00	いや、すみません、えっとですね。
1:21:03	品質管理の観点でちょっと一つお伝えをしたいと思います。
1:21:10	で、これもどこの設備とかっていうのではなく申請書全般に関わるものに
1:21:21	なりますので、
1:21:25	なりますので、お伝えしたい点はですね、今回7次申請で最終の申請ということになりますので、もう一度第1次から第7次までの設工認申請全体を
1:21:41	対象にですね、我々のほうでも確認をしてるんですけども、皆さんの方でも設計の結果が認可基準の適合
1:21:53	この部分に適合するということの確認を進めていて前回は資料を提示していただいていますけれども、その中でですね、特にもう一度その品質管理の説明をしてみますと、
1:22:09	まずその設工認の申請書という事務的な。
1:22:15	手続きと合わせてですね技術的な内容、申請に係る技術的な内容であるとか、その評価の実施しているんですね、
1:22:26	部門
1:22:28	具体的に担当課長が誰になるのかっていうのがちょっと今申請書の中をもう一度見て不明な点になってますので、マニュアルのほうはそういう形で書いてある2000書いてあるんですが、
1:22:44	申請書、2679ページから、その適合性説明があつて具体的な活動が記載されているんですけども、

1:22:56	安全機能を有する施設に係るですね、設計の担当部署部門といいますかね 課長が誰になるのかっていうのはちょっと第1次から第7次まで全体としてです ね、
1:23:15	設計の責任部門を、
1:23:19	明確にさせていただきたいと思いますので、これやり方がいろいろあると思うん ですが、一つ一つ細かく割り振られている場合には何かちょっと全部書かなき ゃいけないと思いますし、例えば化学処理設備は、ここの部分とか、
1:23:35	貯蔵設備はここの部分とかというふうなわか明確に識別できるのであればそう いう形で記載していただいて結構かと思いますけれども、まずこの設計に係る 品質のつくり込む段階で、
1:23:52	どこの担当課長が実施しているのかっていうのがわかるようにしてください。そ の上ですね、その設工認申請書を作成した設工認申請書のレビューであ るとか、
1:24:07	その承認プロセスで
1:24:13	そうですね、前回、前々回だったら前回ですね、申請のときに御説明いただい た品質管理の確認プロセスとあわせて、どういうふうに確認したのかというこ と、その確認結果ですね。
1:24:29	不整合が生じていないということを具体的に説明をするようにしてください。
1:24:39	そんなに長く書く必要はないんですが、具体的なその確認結果については前 回の面談で御説明いただいたような資料を適宜活用してまさにそういう抜け落 ちがないかとか、
1:24:54	そういうんものをどういう体制で確認をしていたのかっていうことがわかるよ うにしてくださいという趣旨ですので、少し
1:25:07	その点を補強してといいますかね。
1:25:13	プラスして補足して説明をしてください。
1:25:18	特に担当課長については申請書ですね、2679 ページ以降のその具体的な 活動の中で、ちょっと表つけるなりして明確にして補正に添付していただけれ ばと思います。
1:25:37	品質管理関係は以上になりますけれども、これは誰々ヤマカワさんとか、トミ ナガさんとか、ご回答いただけますでしょうか。
1:25:48	はい。
1:25:55	はい。
1:25:56	三菱原子燃料ヤマカワでございます。ただいまの御出席いただきました後日 書面で回答。
1:26:05	やっていただきたいと思いますが、基本的計画に係る部分につきまして は、当社の場合いろんな担当課で分かれてるわけではないので、

1:26:15	基本の設備技術課長が設計開発を取りまとめている。
1:26:20	ということになってございます。
1:26:22	で、設計の内容についてはこれまでもいろいろと御指摘と入れられますけれども、それについて、今回最終申請である。
1:26:32	いうことで1次から7次全体を付加しまして、申請漏れがないとかかですね。
1:26:37	いうところを含めてチェックかけてますんで。
1:26:41	これについてどういう体制でどういう方法でやって結果どうだったかというところについては改めて書面で回答したいと思います。以上です。
1:26:51	原子力規制庁の永井です。それはそうですね、先ほどお伝えした点も含めて、後日書面で回答してください。
1:27:02	以上が本日の
1:27:06	予定した新たな観点なんですけど、ちょっと順序が逆になってしまったんですが、ここからはですね、本日の面談資料のMSR-21-029
1:27:21	これ前回4月2日の面談本当のほうペーパーになりますのでその確認の結果ですね、追加の確認といいますかね。不明な点がありましたので、いくつかお伝えします。
1:27:38	日当 3050 番と 3063 番。
1:27:45	ですので、これは第2次んですね、建物の前室で第二種管理区域に今回変更している前室がありまして、これは具体的には第3核燃料倉庫でお伝えしたんですが、
1:28:04	今回の補足と今回の回答の添付書類の中に水平展開をされているような資料も含まれております。で、前室特にこの前室はですね。
1:28:20	上何か新たに作るというよりは、今までであった前室を第二種管理区域に設定がえをしたことによってですね、立ち入り制限であるとか、ああ、そういうものを
1:28:37	管理面も追加されるにあたって、もともと消火栓、消火器が置かれていなくていいんですかという疑問から発生したものをです。で、今回の回答では消火器を設置するという御回答でして、追加設置するという。
1:28:54	ご回答でしたので、それはそれとして、例えば、これは火災に限らずですね、何か異常が発生したときに、その場所でどうやって
1:29:08	外部といいますか建物の外と連絡を取るのかっていう観点で通信連絡設備についてもですね、どういうふうな考え方で設置なり配置しているのかっていうのは説明をするようにしてください。
1:29:26	それがその加工事業許可の基本設計方針を踏まえた設計となっているかということもあわせて確認して配置の考え方を説明するようにしてください。

1:29:40	それから 3000 飛んで 54 ページですけれども、当たんつけてですね、3次 3000 飛んで 54 番になります。
1:29:55	で、
1:29:57	これは防災ルームに高に設置する通信連絡設備になるんですけれども、これは単独で安全機能番号が割り振られていない。その他の構成比といいますかね中計盤等を
1:30:15	何か今回の回答を見ますと単独の仕様表を作成して申請するということを意図したような回答等見れるんですが、これをするとですね、この場合ですね、6 次までに申請して認可を受けた。
1:30:33	非常用設備や通信設備等の取り扱いというかですね、考え方をよく考え方といいますかね整理の仕方をですね、よく考えていただいて、それを既認可の
1:30:50	設備等の取り扱いであるとか、重複や抜け落ちがないようにですね、考え方を整理して補正申請に反映するようにしてください。
1:31:01	それから 3000 飛んで 56 番の回答なんですが、このコメント欄の後段の記載でですね、
1:31:12	もともとその保安規定で管理すると位置位置付けている資機材について、今回の技術基準の要求事項に従って、設工認の手続きを行うということにご判断されておりますけれども、
1:31:30	それはそれに必要なんですが、当然その設工認の認可を受けて、新規制基準への適合確認されて供用を開始後はですね、当然保安規定での管理も引き続き必要になりますので、その点ご注意ください。
1:31:48	それから 3000 飛んで 64 番と 3000tで、
1:31:54	68 番も
1:31:58	回答ですけれども、
1:32:03	これですね。
1:32:08	この中で、
1:32:10	これは溢水防火区画の 8-1 というのを新たに
1:32:16	設定されて、
1:32:19	私のほうでちょっと評価の内容を検証とか代表して確認したところですね、溢水の水位の評価が具体的にはちょっと植生と間違っているということと、
1:32:37	この交換会の回答は理解しますけどねこれはこれで正して直せばいいんですが、特にこういう判定に関わるですね、まずこの 2 点ありまして、
1:32:52	水平展開をしていただきたいというのが 2 点ありまして、1 点目はですね、まず今回の申請の範囲において、設備設計の前提となる各種荷重や物性値だりとか、

1:33:08	いろいろな評価のケースに同様の誤りがないか、再確認してください。その確認範囲であるとか、確認内容確認結果は、説明をしてください。
1:33:21	で、もう一つの水深へ展開として、特に内部溢水について、1個1個これまでも確認している部分もあるんですけど、特に堰の設計が建物を同時に出てきて、先行申請されている状況に
1:33:37	なっています。1水源となる設備機器が後半に申請されている部分もありますので、そういうふうに1次は該当するかわかりませんが、第1次から第7次までの全体をその俯瞰して、堰の設計の前提とした溢水減。
1:33:55	それから溢水状に不整合がないか確認して、その確認範囲確認内容確認結果を説明してください。これは特に許可でも、
1:34:09	かなりな部分、すでに評価されているところだと思いますので、そういう許可の内容が、その保守的な評価になっているので、特に変更してないっていうのであればその通りで結構ですし、逆にそういう
1:34:26	許可のこの評価、設計の前提となる溢水元であるとか溢水量が変更になっていないのであれば変更になってませんという。確認結果の報告でも結構ですので、
1:34:44	いずれにしても、設計のインプットに誤りがないということは、全体を通して再確認をしまして、の説明をするようにしてください。
1:34:56	急ぐから 3055 番と 3066 番の臨界評価に関連する事項ですけれども、これは今回臨界計算でいろいろ
1:35:12	の結果を踏まえてですね、設備の配置であるとか移動範囲が決められていますので、これについてはちょっと時間も要しますC専門的な知見もありますので、
1:35:28	不明な点があれば、また改めて連絡したいと思います。
1:35:33	3070 番と 3068 番なんですけど、これはドラム缶
1:35:41	の 350 本の保管廃棄機能を設計についてですけれども、ここは先ほどちょっと
1:35:48	ダブりますので、ダブるんですけど。
1:35:52	要は認可を受けた最大貯蔵量でちゃんと設計をするということで説明をするようにしてください。
1:36:02	それから、3000 飛んで 75 番の回答なんですけど、
1:36:10	で、これもですね、溢水の防護区画でこれ材料言っているのかな。ボード壁を使うという
1:36:22	部分になってますけれども、それで溢水の閉じ込めといえますか。
1:36:33	溢水防護できる設計であるということですね、

1:36:41	わからないので質問したんですけど、ここにあるかイトウにあった内容がですね、仕様表であるとか、図面等の設備設計にどう記載されているのかっていうことはもう一度確認して確認の結果ですね。
1:36:56	その部分の申請をどう不足があるのであれば、どういうふうに補正なりするのかっていうのは、補正申請の記載で結構ですけど、その説明をしてください。
1:37:10	で、特にこういう溢水については、扉のなんですかね、取り合いであるとか関野から漏えい漏出し漏えいしないということで、設計になってますので、
1:37:25	本申請とそれから先行市政申請した、その溢水防護区画の設定についてですね、何か同様にボード壁を使った設計があるのかないのか、再確認して最低確認結果は、説明するようにしてください。
1:37:45	それから 3000 飛んで 78 番のですけども、これも廃棄設備の回答の中で差益設備の制御盤の被水防護カバーを申請している具体的なページ数ですね申請開示とページ数を
1:38:04	ちょっと確認したいと思いますので、記載して回答してください。それから後半のまた書き以降のについてですね、これは、
1:38:27	そうですね。またパワー機構の確認範囲の確認結果、それからについては次回面談。
1:38:38	また補正申請時に確認結果を説明してください。
1:38:45	それから、3079 番になりますけれども、ここもこの回答が先ほどずっと第 3 核燃料倉庫での
1:38:57	入荷であるとか、鑄造直下出荷の確保の方法に関連するものなんですけど、ここで具体的に回答をコメントをいただいておまして安全に取り扱っているという状況は、
1:39:13	よくわかるんですけども、その学校、ここに
1:39:17	記載のないですね、Aの加工のプロセスと整合した今回設備の設計となっているということを説明してください。これちょっと重複しましたがけれども、それから 3000 飛んで 93 番になります。
1:39:33	で、これも許可からの変更点については、過去を変更がですね、加工事業許可に記載した基本設計方針に沿ったものであるということを説明してください。
1:39:50	これ単にそういう答えを変えてくださいということではなくて、具体的に許可でこの部分に適した設計になってますということがわかるように記載してください。
1:40:02	3100 飛んで 1 番も同じです許可の基本設計方針を踏まえた設計であるということで責任もやっぱそれから 3100 飛んで 7 番の回答なんですけど、

1:40:18	継続使用しなければならない理由としては理解できるんですが、このコメントの回答の内容がですね、申請書の中に具体的に記載されておりませんので、理由をですね、申請書に明記するようにしてください。
1:40:35	本日の面談資料で回答いただいた内容の追加の確認は以上になります。事業者の方の確認事項ありましたらお願いします。
1:40:53	三菱原子燃料とシラカワです、
1:40:56	今いただいたコメント後日書面で回答させていただきます。
1:41:03	はい。原子力規制庁ナガイです。
1:41:08	それでは本日予定している事項は以上になると思いますけれども、アリタさんのほうで、じゃあ、引き続き
1:41:18	進めていただけますでしょうか。
1:41:27	本日、規制庁から用意した事実確認が以上になると思いますけれども、ここは追加で何かある人がおりますでしょうか。
1:41:40	規制庁タナベです。1点だけ追加で確認をさせていただきたいことがありますてよろしいでしょうか。
1:41:49	これについてはですね後日回答を書面でいただければ結構なんですけども、警報の系統図ですね、申請書の2210ページですねエリアモニタの警報のですね、系統図で記載されてございます。
1:42:09	他の系統図と比べるとですねこのエリアモニタの警報図だけ。andゲートとorゲートと両方でパターン分けをされてですね、警報設備すい警報を吹鳴させるパターンがあるんですけども。
1:42:26	これですねなぜこういうふうにパターン分けをしてるのかっていうことについてですねちょっと後日種あの書面で回答していただければと思いますので、こちらのandとorはどのような意図を持ってどう違いを持たせているのかというところですねここだけ。
1:42:43	このエリアモニタだけがそういう空間、経営等になってたと確認しておりますのでちょっとそこだけ後日書面で回答をよろしく申し上げます。
1:43:02	三菱原子燃料シラカワです、
1:43:04	こういう書面で回答させていただきます。
1:43:08	はい、よろしく申し上げますタナベから以上でございます。
1:43:13	原子力規制庁の永井です。今の関連で1点ですね、この制制御の関係については、検出端と、それから制御盤と作動端が場所がですね。
1:43:28	それぞれ分かれておりますので、先ほどですね、負圧の警報のところでお伝えしたんですけど、この部分それぞれどこに設置されているのかということは、



1:43:43	申請書の中で追えるようになってるかっていうのは、もう一度確認していただいて、場所と部屋最低物によるんですけれども、どこの工場の何、どこの部屋というのわかるようにしてください。特に
1:44:02	放射線のモニターについては、何か意図を持って申請していると思いますので、そのせ線源となる貯蔵庫であるとか作業を加工の操作を行う設備であるとか、
1:44:19	そういうのとの関連で、設置位置が適切になってるということもあわせてわかるようにですね位置情報を
1:44:30	がきちんとなっているかっていうのを特定して記載してください。あと制御盤のところとそれから出力端ですね、進んで検出端とそれから作動端ですか。
1:44:47	これについてもいろいろ耐震の関係であるとかあと重要度分類であるとかもいろいろ関連してくる部分がありますので、よく整合がないかっていう観点からも、全体通してよく
1:45:02	チェックするようにしてください。
1:45:06	その確認結果についてはその書面でいただくときにあわせて回答するようにしてください。
1:45:13	以上です。
1:45:17	はい。
1:45:19	三菱原子燃料シラカワです、承知いたしました後日書面で回答させていただきます。
1:45:26	はい。規制庁アリタです。
1:45:30	本日ほかないようでしたらこれで終了するものですから、よろしいでしょうか。
1:45:39	規制庁ナガイです、特にありません。
1:45:46	はい。
1:45:47	それではMNFのところも特に追加で確認とか、聞いておきたいところことはないということでよろしいですか。
1:45:58	はい。
1:45:59	三菱原子燃料のクサマです、三菱原子燃料サイドからは特に確認事項ございません。
1:46:06	規制庁アリタです、そうしますと、それでは本日の面倒を終了したいと思います。おつかれさまでした。